

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十六号

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
別表第三に次のように加える。

五 医師面談料	三〇分までごとに	四、九三〇円
---------	----------	--------

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。